



各 位

平成25年10月22日

会 社 名	マニ株式会社
代 表 者 名	代表執行役社長 松谷正明 (コード：7730 東証第一部)
問 合 せ 先	執行役副社長 高井壽秀
電 話	028-667-1811

当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）継続に関するお知らせ

当社は平成19年に導入した当社の株式の大量買付行為に関する対応方針を平成22年11月22日開催の第51期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続しておりますが、その有効期間は平成25年11月22日開催予定の第54期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、同対応方針導入後も、買収防衛策をめぐる諸般の動向や種々の議論の進展を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる取組みの一つとして、継続の是非を含めその在り方を検討してまいりました。

その結果、平成25年10月22日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、同対応方針を継続することを決定し、本株主総会に議案として提出することを決定しましたのでここにお知らせいたします。本対応方針については本株主総会の過半数の決議によりご承認を頂いた場合に同日付で効力を生じさせるものといたします。

なお、平成25年8月31日現在の当社大株主の状況は、別紙1のとおりです。また、当社は、本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等は一切受けておりませんので、念のため申し添えます。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、「患者のためになり、医師の役に立つ製品の開発・生産・提供を通して、世界の人々の幸福に貢献する」を企業理念として掲げ、この「開発・生産・提供」業務において、「世界一の品質を、世界のすみずみへ The best quality in the world, to the world.」の営業基本方針に沿って行動してまいりました。この理念と方針を実現するために、創業以来当社は独創的固有技術を生み出し、市場ニーズと要求特性の把握能力を磨き、管理技術を編み出すことに努力してまいりましたが、今後とも、これらを通じて企業価値の向上・株主共同の利益が実現されるものと考えています。このような認識の下、当社は経営の効率性、透明性を向上させ、株主の立場に立って企業価値を最大化することを目指してまいります。

医療機器メーカーとして、常に世界一の品質を目指して、積極的に医師・医療関係者の皆様のご要望にお応

えするために従業員一人一人が熱い情熱を持って行動し活躍できる環境をつくり、熱心に粘り強く仕事に当たる文化、仕事を考え抜く文化、上位職ほど良く働く文化、真実のみを語る文化、と言った当社の文化に根ざした経営を行うことこそが、当社の企業価値の源泉であると考えています。

また、当社が株主の皆様還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益を持続的かつ中長期的に向上させるためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域関係者等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

2. 当社の企業価値、株主共同の利益の向上に向けた取組みについて

当社は平成25年8月期の連結売上高が93億円となるなど医療機器メーカーとしての相応の事業規模を有するにいたっております。加えてその事業範囲も手術用縫合針、歯科医療機器、各種手術機器と比較的広い範囲に及び、また、海外での生産を拡大し、輸出比率も62%超となるなど、グローバルな業務の展開を行っています。製品の高い品質を通じたエンドユーザーである医師との長期的かつ永続的な信頼関係の維持こそがこうしたオペレーションを支える原点であるだけに、必然的に長期的、グローバルな視野に立った経営が不可欠となります。

従って、当社株式買付の提案を受けた場合に、その買付が近視眼的な視野に立っていないか等、当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社の有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社の実情等につき十分に把握する必要があると考えています。勿論、当社は、当社支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、株式の大規模買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

当社取締役会は、上記に鑑みて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。具体的には、買付行為のうち、①当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、②強圧的二段階買付等、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、④買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を株主の皆様十分に提供することなく行われるもの、⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性等）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不相当であるもの等は当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものと判断します。

また、平成25年8月現在、当社の株主構成は現経営陣による安定的な状況となっておりますが（別紙1「当社大株主の状況」参照）、当社役員等の発行済株式に占める保有割合は、上場直後の平成14年8月末よりも低下しています。中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規事業への投資等に伴う資金調達的手段として、又は自己資本の充実のため資本市場における資金調達もひとつの選択肢として考えられ、これらを実施する場合には当社役員等の持株比率がさらに低下する可能性もあります。その他、今後他社と業務資本提携を行う等の事由で株主構成が変化する可能性も否定はできませんし、役員の変動等によって持株比率が低下する可能性もあり、また、当社は上場会社であることから、大株主である役員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって、現在の安定的な株主構成を維持できない事態も起こり得るものと考えています。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するためには、買付に応じるべきか否かを判断するための枠組み作りを株主の皆様判断いただき、また、当社取締役会が株主の皆様には代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様

のために買付者と交渉を行うこと等を可能とする下記Ⅲ以下にその詳細を記載する本対応策の導入が必要であると判断いたしました。

Ⅱ. 当社基本方針の実現に資する取組みについて

1. 高収益体質の維持、成長の確保

当社は平成25年8月期において、売上高経常利益率35.0%と、高収益な体質を実現してまいりました。創業以来、医療の分野で消耗品を中心に、創業以来の製品である医療用縫合針をはじめベーシックで寿命の長い治療器を作り続け、常に世界最高の品質を世界のすみずみへ提供することにこだわり、一方、独創的な固有技術を蓄積し、ステンレス技術やレーザードリリング技術、微細加工技術などのすべての固有技術が長期的に利益を生むユニークなビジネスモデルに特化した経営を行い、持続的な成長と高収益体質を維持・実現させてきました。

今後は、医療技術の進歩に伴う医療機器の変化や、より高い品質への要求の高まり、途上国における高度医療への要求の高まり、といった環境の変化に対応し、さらに研ぎ澄まされた技術力とモノ造りの感性を持ってさらに強靱な成長基盤と収益体質を築いてまいります。

具体的には、グローバル市場でのシェア拡大と、新製品の開発・投入による製品の多様化とがそれぞれほぼ等しい割合で2桁の売上の伸びを支えるようになり、圧倒的なコスト優位の確立が更なる営業利益率の改善を支えるといったビジネスを展開してまいります。

第一に、グローバル市場でのシェア拡大については、品質世界一への執念をベースに、医師の「職人の技」に応え、依然進化を続ける高度な製品の供給と、更なる営業強化とによって、先進国でのシェア拡大のテンポを早めることはもとより、BRICsを中心とした今後急速な市場拡大が見込める国々でのシェア獲得を実現します。

第二に、製品の多様化促進については、R&D体制の一層の強化や外部ネットワークとの積極的なビジネス展開を図ることによって既存のプロダクトラインと相乗効果のある新製品・新事業の追加を実現し、主として我が国を含む先進国医療の変化、高度化、競争の先鋭化への対応を行ってまいります。将来的なビジネスの柱と目される新規分野への参入の準備も進めてまいります。

第三に圧倒的なコスト優位の確立ですが、長い製品寿命という当社製品の特性を最大限に活かし、国内で工程管理の高度化、新技術の導入を通じたコスト引き下げの創意工夫を継続していくことはもとより、既存製品の100%海外生産化を実現することによって、コスト優位をさらに加速してまいります。ベトナム、ミャンマーでのオペレーションは、それぞれ17年、14年を経過し、人材の質、製品の質のいずれにおいても国内にひけを取らない水準にまで育ってきており、生産能力の飛躍的拡大へ向けての投資も着実に進んできました。また、将来的な生産拠点の安定的な拡大を狙ってラオスにも生産拠点を展開しました。

以上のような取組みにより等しくステークホルダーの利益に配慮した経営が可能となると考えますが、次の2. に記すコーポレート・ガバナンスへの取組みがすべての基礎となっています。

2. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社は、順法精神と本業による社会貢献を常に重要と考え、そのためのガバナンス体制を構築してまいりました。技術蓄積とガバナンス体制とが両輪となって、現在ある製品を創出し、事業の発展を担い、将来の利益を確保しています。

当社はより開かれた会社になることを目指し、且つ経営に対する客観的な評価を得たいと考えて平成13年6月29日に店頭公開いたしました（平成16年12月より証券取引所（現東京証券取引所JASDAQ市場）上場）。平成

23年9月には東京証券取引所第二部に、また平成24年9月には同第一部指定を実現いたしました。株価という客観的評価を一つの基準として事業運営に努力するとともに、経営内容を正しく評価いただけるよう情報開示にも努力しています。さらに、経営の透明性を求めて、平成16年11月に委員会設置会社に移行しました。委員会設置会社の機能をフルに活用し、執行役への権限委譲を進め経営のスピードを確保する一方、社外取締役を過半数とした取締役会が執行役を監督する緊張感のある経営の仕組み（コーポレート・ガバナンス体制）を作り、平成18年10月には、監査人の5～7年毎の交代ルールを定め実施するなど経営の透明性をさらに高めるよう努めております。

また、当社グループが持続的な発展を続けるためには、世界各国、地域の社会に対し積極的に貢献し、企業の社会的責任（CSR）を果たすことにより、社会からの信頼を高めていくことも必要不可欠です。当社は、引き続き法令順守、人権尊重、環境保全、社会貢献等のための活動を推進してまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応方針導入の目的

本対応方針は、当社株式に対する買付その他これに類似する行為又はその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた際に、買付を行う者又はその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、順守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

2. 本対応方針の内容（概要のフローチャートは別紙2を参照下さい。）

（1）対象となる買付（「大規模買付行為」）

買付者により以下のいずれかに該当する買付（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされたときに、新株予約権の無償割当てを行うか否かを検討します。（なお、当該大規模買付行為を行う者又はその提案者を総称して「大規模買付者」といいます。）

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

（2）特別委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付行為がなされたとき又はなされる可能性がある場合、速やかに特別委員会を設置します。

当社取締役会は、委員会設置会社として、従前より、高い透明性と経営陣への高い牽制機能に最大限の留意を払った運営を行っておりますが、更に本特別委員会の客観性及び合理性を担保するため、「特別委員会設置・運営要領（別紙3を参照下さい。）」に従い、当社の業務執行を行う経営陣及び大規模買付者からの独立性が高い社外取締役の中から特別委員会の委員を、また、委員の中から委員長を選定します。特別委員会の委員は3名以上とします。

特別委員会は、（3）に定める大規模買付意向表明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要情報を追加提出するよう求めることがあります。

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において、別段の定めがない限り同じとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）
- ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。
-

(3) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付行為を行う大規模買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、大規模買付者が買付に際して本対応方針に定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「大規模買付意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- ① 大規模買付者の概要（氏名又は名称及び住所又は所在地、代表者の役職及び氏名、会社等の目的及び事業の内容、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要、国内連絡先、設立準拠法等を含みます。）
- ② 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数及び大規模買付意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式等の取引状況
- ③ 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数ならびに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社株式等の第三者への譲渡等又は重要行為等その他目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

当社は、上記大規模買付意向表明書を提出いただいた場合、受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対し、大規模買付者の買付内容の検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを交付します。大規模買付者には、当該リストの記載に従い、大規模買付情報を特別委員会あて書面で提出していただきます。大規模買付情報に含まれるべき一般的な項目は別紙4記載のとおりです。

(4) 買付内容の検討、大規模買付者との交渉

① 当社代表執行役に対する情報提供の要求

特別委員会は、大規模買付者から大規模買付意向表明書が提出された場合及び大規模買付情報が追加提出された場合、当社代表執行役に対しても、特別委員会が定める期間内に大規模買付者の買付内容に対する意見及びその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求します。

② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、大規模買付者から十分な大規模買付情報を受領した後、原則として以下 i) 又は ii) の期間を評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「特別委員会検討期間」といいます。）として設定します。

- i) 対価を現金（円貨）のみとする当社株式等を対象とした公開買付の場合は最長60日間

ii) その他の大規模買付行為の場合には最長90日間

ただし、特別委員会はこの期間を延長することができるものとし、延長期間は最長30日間とします。

大規模買付者の買付内容の検討、当社代表執行役が提示する代替案の検討、大規模買付者と当社代表執行役の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、特別委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取します。その上で、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を検討します。なお、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させるために、特別委員会は、必要に応じ、直接又は間接に大規模買付者と協議、交渉を行います。大規模買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

特別委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものとなるように、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、

③ 情報開示

特別委員会は、その判断の透明性を高めるため、大規模買付者から提出された大規模買付意向表明書の概要、大規模買付者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、当社代表執行役から提示された代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と特別委員会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

(5) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、大規模買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものとし、

なお、特別委員会は、以下の手続に従い行われる勧告の内容その他の事項（③により特別委員会検討期間を延期する場合には延期する理由及び延長期間を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

① 特別委員会が本対応方針の発動を勧告する場合

特別委員会は、大規模買付者による買付が3. 「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の発行の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとし、

② 特別委員会が本対応方針の不発動を勧告する場合

特別委員会は、大規模買付者の買付内容の検討、大規模買付者との交渉の結果、大規模買付者による買付が3. 「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しなくなるか、該当しても新株予約権の無償割当てをすることが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てをしないことを勧告します。

③ 特別委員会が本対応方針の発動の延期を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時まで、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、大規模買付者の買付内容の検討、大規模買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。ただし、延長期間は最長30日とします。

(6) 取締役会の決議

① 当社取締役会は、特別委員会から上記（5）①本対応方針の発動の勧告を受けた場合には、新株予約権の発行の対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を（7）記載の手続きに従い開催するものとし、

- ② 当社取締役会は、特別委員会から上記（５）②本対応方針の不発動の勧告を受けた場合には、これを最大限尊重しつつ検討を行い、速やかに新株予約権の無償割当ての不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

ただし、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による買付が下記３．「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の無償割当ての勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

（７） 株主総会の決議

当社株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社は、本株主総会の決議に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことといたします。なお、当社取締役会は、大規模買付者からの本必要情報提供完了後、必要に応じて、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために、基準日（以下「本基準日」といいます。）を速やかに設定し、本基準日の２週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。

- ① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終株主名簿に記載又は記録された株主とします。
- ② 本株主総会の決議は、法令及び定款に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
- ③ 大規模買付者は、本株主総会終了時まで、当社株式の買付を開始してはならないものとします。
- ④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

３． 新株予約権の無償割当ての要件

当社は、大規模買付者による買付が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められる場合、２．「本対応方針の内容」に定める手続により、新株予約権の無償割当てを行います。

- （１） 本対応方針に定める手続を順守しない買付である場合
- （２） 以下に掲げる行為等、当社の企業価値及び株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合
 - ① 株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- （３） 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

(4) 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合

(5) 大規模買付情報その他買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合

(6) 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社のお客様、取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適當な買付である場合

4. 本新株予約権の概要

本対応方針が発動されることとなった場合、当社は、(a)大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び (b)当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して無償割当ていたします。本新株予約権の詳細については、別紙5「新株予約権の概要」をご参照ください。

5. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成25年8月期の定時株主総会の終結の時から平成28年8月期の定時株主総会の終結の時までの3年間とします。

本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で毎年改選される取締役によって構成される取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。また、本対応方針の有効期間中に定時株主総会で承認いただく本対応方針の基本的考え方に反しない範囲内で、本対応方針の見直し等を行うことがあります。

当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

IV. 本対応方針の基本的考え方の株主総会での承認

本対応方針は、その基本的考え方についての、本年11月22日開催予定の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に導入することとしています。

V. 本対応方針の合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本対応方針が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

1. 株主意思の反映

本対応方針は、その基本的考え方については、本年11月22日開催予定の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に継続することとしており、また大規模買付行為を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、特別委員会により対抗措置を発動すべきとの勧告が取締役会に出された場合にも、同様にその勧告により株主総会が招集され、株主の皆様との決議によりはじめて発動が可能となります。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

2. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本対応方針は、経済産業省及び法務省により平成17年5月27日に公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務及び議論を踏まえた内容となっております。さらに、株式会社東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」に合致している等、株主の皆様のために合理的に機能するような設計がなされています。

3. 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上目的による導入

本対応方針は、上記Ⅰ.記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために導入するものです。したがって、本対応方針の発動を決議した後、または発動後においても（1）大規模買付者が大規模買付を中止した場合、又は（2）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変更が生じ、かつ当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上という観点から、発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、対抗措置の中止または発動の停止を行います。

4. 独立性の高い社外取締役の判断と情報開示

当社は委員会設置会社であり、当社の執行役を監督する立場にある3名以上の独立性の高い社外取締役のみからなる特別委員会を構成することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。

更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、大規模買付者から提出された大規模買付意向表明書の概要大規模買付者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

5. 本対応方針発動のための合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社経営陣による恣意的な発動を防止します。

6. 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 5. に記載のとおり、本対応方針は、本対応方針満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとしており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

VI. 株主の皆様への影響

1. 本対応方針の導入時に株主の皆様にご与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、別紙5「新株予約権の概要」Ⅱ. 4に定める新株予約権を行使することができない大規模買付者（以下「行使制限大規模買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合には、行使制限大規模買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせず、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを実施する場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様へ新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手續を行っていただく必要があります。（証券保管振替機構ご利用の株主様については、名義書換手續は不要です。）

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限大規模買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただくことがあります。

また、基準日以降の無償割当ての中止や割り当てた新株予約権の無償取得は予定しておりませんが、本新株予約権無償割当ての決議から基準日までの間に無償割当ての中止がある場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様が不測の損害を被る可能性があります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知をいたしますので、その内容をご確認下さい。

以上

当社大株主の状況(平成 25 年 8 月 31 日現在)

当社大株主の状況は以下のとおりです。

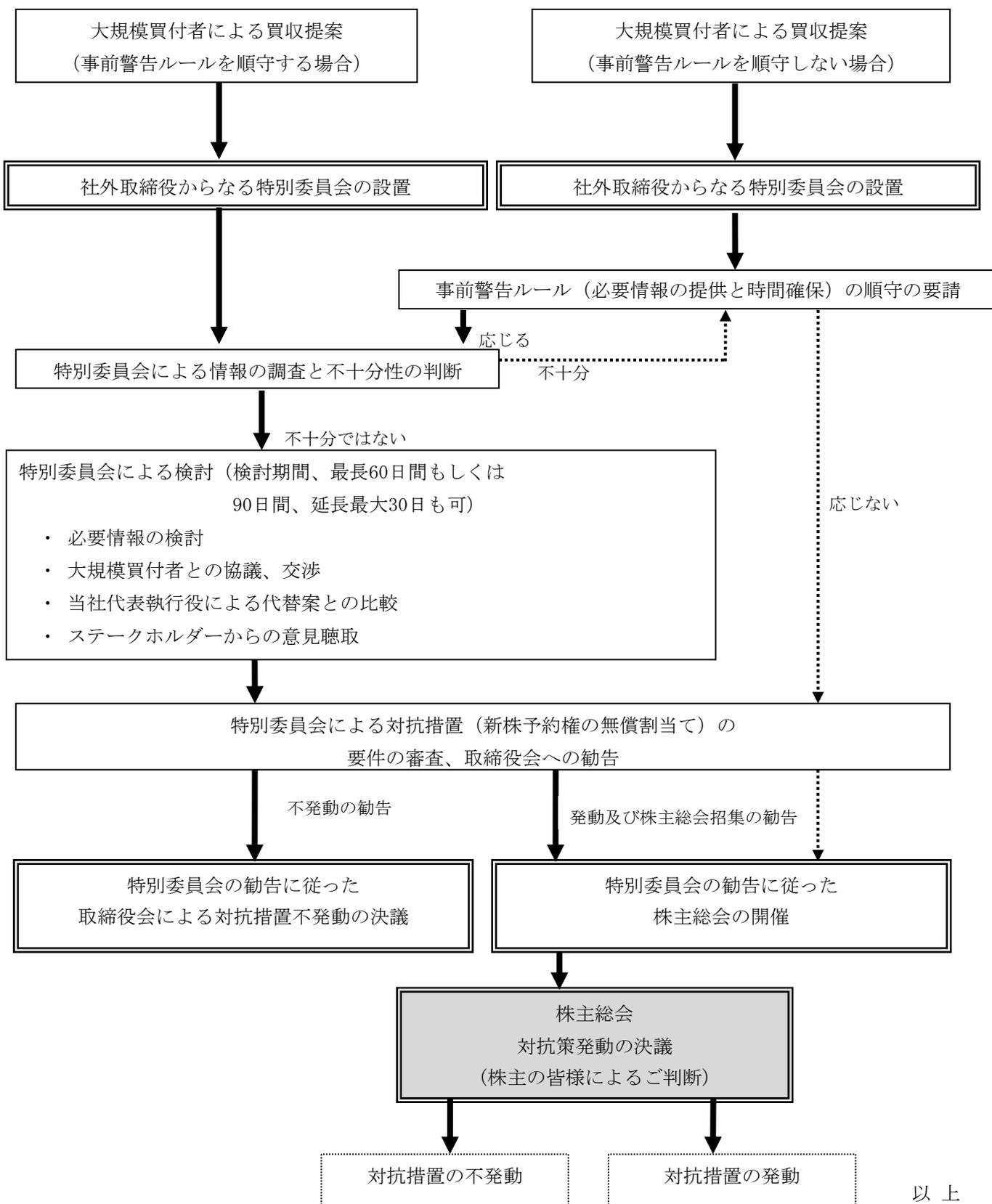
株主名	当社への出資状況	
	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する所有株式の割合 (%)
松谷貫司	1,396,700	11.76
マニックス株式会社	1,300,000	10.94
松谷正光	1,065,600	8.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	336,500	2.83
松谷正明	318,800	2.68
RBC IST LONDON-CLIENTS ACCOUNT	306,400	2.58
野村信託銀行株式会社 (投信口)	275,300	2.32
重田康光	245,000	2.06
MAN I 社員持株会	231,600	1.95
松谷恵子	200,000	1.68
松谷恭子	200,000	1.68

(注) 1. 上記の他、自己株式が 842,496 株あります。

2. 表中太字は当社役員・関係者であります。

以上

当社株式の大規模買付行為への対応方針（チャート）



以上

特別委員会設置・運営要領の概要

- ・「大規模買付行為」がなされたとき又はなされる可能性がある場合、当社取締役会の決議により、速やかに特別委員会を設置します。
- ・特別委員会委員を3名以上とします。
- ・当社取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣及び「大規模買付者」から独立している、当社社外取締役の中から、特別委員会委員を選任します。
- ・当社取締役会は、委員の中から委員長を選出します。
- ・特別委員会委員の任期は、任命の時より1年とします。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではありません。また、特別委員会委員が、取締役でなくなった場合（但し、再任された場合を除きます。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとします。
- ・特別委員会は、以下の各号に記載される事項（以下、「特別委員会決定事項」といいます。）について決定を行い、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとします。特別委員会委員は、かかる決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的とはなりません。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行います。
 - ① 当該買付等が本対応方針の発動の対象となるかどうかの判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 特別委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 大規模買付者の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 当社取締役会を通じた大規模買付者との交渉・協議
 - ⑥ 代替案の提出の要求
 - ⑦ 本対応方針の修正又は変更に係る承認
 - ⑧ その他本対応方針において特別委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が、別途、特別委員会が行うことができると定めた事項
- ・特別委員会は、「大規模買付意向表明書」及び「大規模買付情報」の記載内容が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて大規模買付情報を追加的に提出するよう求めます。また、大規模買付者から大規模買付意向表明書及び特別委員会から追加提出を求められた大規模買付情報（もしあれば）が提出された場合、当社の取締役会に対しても、特別委員会検討期間内に大規模買付者の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することができるものとします。
- ・特別委員会は、必要があれば、当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付者の買付等の内容を改善させるために、大規模買付者と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対して代替案の提示を行うものとします。
- ・特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるほか、かかる第三者を特別委員会に出席させ、発言を求めることができるものとします。

- ・特別委員会は、大規模買付者等から大規模買付意向説明書が提出された事実とその概要、及び大規模買付情報の概要その他の情報のうち特別委員会が適切と判断する事項について、特別委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うものとします。
- ・特別委員会委員は、委員毎にそれぞれ特別委員会における議決権1個を有するものとし、特別委員会の決議は、特別委員会委員の全員が出席（会議電話及びテレビ電話による出席を含みます。）し、その議決権の過半数をもってこれを行います。また、この決議において、議案に関し特別な利害関係を有する特別委員会委員は、決議に参加できず、また、その数は定足数より控除されるものとします。

以上

大規模買付情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者¹、特別関係者及び組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
2. 買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）
3. 買付の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含みます。）
4. 買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
5. 買付後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
6. 買付後における当社及び当社グループの取引先、従業員、お客様、地域関係者その他当社に係る利害関係者の処遇対応方針
7. 当社の他の株主との間の利害相反ある場合にはそれを回避する具体的方法
8. 買収提案に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき競争法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得可能性
9. 買付後の当社グループの経営において必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制順守の可能性
10. その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

以上

1 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

新株予約権の概要

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

1. 新株予約権の内容及び数

II. の内容を含む新株予約権（以下個別に又は総称して「新株予約権」といいます。）の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する自己株式の数を除きます。）と同数の新株予約権を割当てます。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その有する株式（ただし、同時点において当社の有する自己株式を除きます。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権の無償割当てをします。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日とします。

II. 新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株とします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は「行使価額」に対象株式数を乗じた価額とします。

行使価額とは、金1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内において、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額とします。「時価」は、新株予約権無償割当ての取締役会決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

3. 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします。ただし、7.により当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権については当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、新株予約権を行使することができません。

- (a) 特定大量保有者
- (b) 特定大量保有者の共同保有者
- (c) 特定大量買付者
- (d) 特定大量買付者の特別関係者
- (e) (a)乃至(d)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者
- (f) (a)乃至(e)に該当する者の関連者

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義されます。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）

② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）

③ 「特定大量買付者」とは、公開買付（金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本③において同じ。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第3項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合を合計して20%以上となる者をいいます。

④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に定義されます。）をいいます。

(2) (1)にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとします。

① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。）又は当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。）

② 当社を支配する意図がなく(1)(a)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、(1)(a)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより(1)(a)の特定大量保有者に該当しなくなった者

③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、(1)(a)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により

当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)

④ その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（（１）（a）乃至（f）に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。）

(3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(a)所定の手続の履行若しくは(b)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含みます。）の充足又は(c)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称します。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができません。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負いません。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができません。

(4) (3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(a)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ、(b)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ、事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとします。

なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が(a)及び(b)を充足しても米国証券法上、適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することはできません。

(5) 新株予約権者は、当社に対し、自らが（１）（a）乃至（f）のいずれにも該当せず、かつ、（１）（a）乃至（f）に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

(6) 新株予約権を有する者が本(4)項の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めます。

6. 新株予約権の譲渡制限

(1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、4. (3)及び(4)の規定により新株予約権を行使することができない者（4. (1)の規定により新株予約権を行使することができない者を除きます。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して(1)の承認をするか否かを決定

します。

- ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（②乃至④に関する表明・保証条項、補償条項その他当社が定める記載事項を含みます。）が提出されているか否か
- ② 譲渡人及び譲受人が4.（1）（a）乃至（f）のいずれにも該当しないことが明らかか否か
- ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
- ④ 譲受人が4.（1）の規定により新株予約権を行使することができない者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、4.（1）の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日より後に、4.（1）の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者が有している当該取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権を全て取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

8. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定します。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

10. 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成25年10月22日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項乃至用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項乃至用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以上